

# 子どもあゆみ医療費助成制度の概要

0歳から18歳までのお子さんが、病気やけがで医療機関を受診したとき、保険診療の自己負担額（一部負担金）を助成します。

## ●対象となるお子さん

- ・ 海陽町に住所があること。
- ・ 健康保険に加入していること。

## ●申請の手続き

役場福祉課窓口で申請してください。受給資格等を確認後、子どもあゆみ医療費受給者証を交付します。（住民人権課、突喰振興課でも受付します。）

### 申請に必要なもの

- ・ お子さんの加入している健康保険証
- ・ 保護者の所得課税証明書（町外から転入されている場合など）
- ・ 子どもあゆみ医療費受給者証交付申請書
- ・ 印鑑

## <受給者証の更新>

受給者証の有効期限は平成29年7月31日までとなっており、受給資格を確認するため、毎年更新の手続きが必要となります。

3歳から受給者証がピンク色に変わりますが、福祉課から新しい受給者証を送付しますので、手続きの必要はありません。また、小学6年生・中学3年生については、有効期限が平成29年3月31日となっており、受給者証がうぐいす色（新中学1年生）・あお色（新高校1年生）に変わりますが、福祉課から新しい受給者証を送付しますので、手続きの必要はありません。

区 分		0歳～3歳未満児 （3歳の誕生日の前日の属する 月の末日まで）	3歳～中学校修了 ～高校修了（18歳）
受給者証等		アイボリー色	ピンク色・うぐいす色・あお色
自己 負担	入院	自己負担金なし	6歳から自己負担金あり
	通院	自己負担金なし	自己負担金あり ※ただし、調剤薬局はなし

※ 自己負担金 1ヶ月、1医療機関（1科）あたり600円

## ●利用のしかた

### <徳島県内の医療機関にかかるとき>

健康保険証と受給者証を、医療機関（接骨以外）の窓口で提出してください。保険診療分の医療費のうち自己負担金を支払うだけで診療が受けられます。

### <受給者証等が使えないとき>

接骨院や徳島県外の医療機関等で受診された場合は、いったん窓口で一部負担金を支払う必要がありますが、後で福祉課に申請することにより払い戻されます。（住民人権課、宍喰振興課でも受付できます。）

#### 申請に必要なもの

- ・ 受給者証           ・ 健康保険証           ・ 印鑑
- ・ 領収書（受療者氏名、保険診療の総点数、診療期間、領収金額、医療機関名のあるもの）
- ・ 受給者名義の金融機関の預金通帳等
- ・ 子どもあゆみ医療療養費請求書（役場窓口にあります）
- ・ 高額療養費の支給決定通知※

※高額療養費に該当する場合は、加入している健康保険に高額療養費の手続き後、支給決定通知を持参の上、申請してください。

◆健康保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は、その額を差し引いて支給します。

◆医療費の支給申請は、受診月の翌月からなるべく1年以内に行ってください。なお、数か月分の領収書をまとめて一度に申請できます。

○保険診療以外の費用（健康診断料、予防接種、薬の容器代、文書料など）および入院時食事療養費については、助成対象外です。この分の費用は、請求されても払戻しできません。

○受給者の氏名・対象子どもの氏名・住所・加入保険等の変更がある場合は届出が必要です。

●お問い合わせ先 海陽町役場 福祉課 子どもあゆみ医療担当 TEL 73-4313